

ふぁみちえん親子交流支援利用ルール

下記をよくお読みいただいた上で、親子交流支援申込書・更新申込書に署名・捺印してください。

1. 基本事項

- ・家庭裁判所の調停調書・審判書、公正証書、代理人弁護士間の合意書等の取り決めに優先します。
- ・取り決めのない事項について父母の意見が一致しない場合は、ふぁみちえんのルールおよび指示に従っていただきます。ただし、父母双方の合意がある場合はこの限りではありません。

2. 調停調書・審判書等の提出について

- ・調停調書または審判書がある場合は、必ずコピーを提出してください。
- ・調停中に利用を開始した場合や、再調停を行った場合は、内容が決定次第速やかに提出してください。

3. 事前準備について

- ・同居親は、事前に子どもへ親子交流を行うことを伝えてください。
- ・久しぶりに会う場合は、写真を見せながら別居親の話をするなど、子どもが安心して交流に臨めるよう準備してください。

4. 支援頻度・休会・退会について

- ・登録時に取り決めた支援頻度については、次回更新までの1年間遵守するものとします。
- ・やむを得ず変更を希望する場合は、書面を提出のうえ申し出てください。
- ・支援予定月を含め、3か月間、父母のいずれか一方から申込みまたは休会の連絡がない場合は、支援継続の意思が確認できないものとして退会扱いとします。

5. 住所等の変更について

- ・住所、氏名、電話番号等に変更が生じた場合は、速やかに申し出のうえ、変更届を提出してください。

6. キャンセルについて

- ・交流日には、できる限り他の予定を入れられないよう努めてください。
- ・キャンセルの場合は、必ず理由を連絡してください。
- ・ふぁみちえんが求めた場合は、診断書等の証明書類のコピーまたは写真を提出してください。
- ・証明できるものがない場合は、詳細を文書またはメールにて報告してください。

7. 代替日について

- ・交流が不成立となった場合、その月の交流は中止となります。

ただし、翌月に交流予定日がない場合は、翌月以降へ繰り越すことができます。

8. 支援料金の振込について

- ・支援成立後、支援日までに料金をお振込みください。
- ・振込名義人の後ろに支援日を記載してください。(例：ヤマダタロウ 5/10)
- ・振込確認後の個別連絡は行いません。未入金の場合のみ、次月末までにご連絡いたします。

9. 金銭・プレゼントについて

- ・父母間の合意がない場合は、金額や物品の種類を問わず、食品を含めて受け渡しは禁止とします。

10. 写真・動画の取り扱いについて

- ・「はないと」の保育室内は撮影禁止で、エントランスでの撮影はスタッフの指示に従ってください。
- ・その他の場所では撮影可能ですが、他の子どもや親子が映り込まないように撮影してください。
- ・交流中に撮影した写真や動画を SNS 等へ投稿することを禁止します。
- ・交流中に撮影した写真や動画を調停、裁判その他の法的手続きへ提出することを禁止します。

11. 携帯電話等による外部通信について

- ・交流中は、子どもと外部者との電話、メッセージアプリ、SNS 等による通信を禁止します。

12. 祖父母・親族の同伴について

- ・父母間の合意がない場合は、祖父母その他親族の同伴は禁止とします。

13. 連絡調整支援について

- ・代理人がおらず父母間で連絡が取れない場合は、連絡調整支援（有料）をご利用ください。
- ・連絡調整支援で行えるのは、日時や場所の変更、体調や持ち物について、プレゼントや祖父母同伴等の合意済み事項の確認などの伝言などで、父母の説得、交渉は行えません。

14. 子どもへの禁止事項

- ・暴力、暴言、相手方の悪口を言うなど、子どもが嫌がる行為をすること
- ・生活状況（園・学校・家庭の様子等）を聞き出すこと
- ・相手方への伝言を頼むことや、将来の確定していない約束をすること
- ・交流時間中に子どもから目を離し、子どもの安全確保や交流の妨げとなる行為をすること

15. 当日の中断・中止について

- ・子どもが同居親から 10 分以上離れない場合、子どもが 10 分以上別居親を拒否する場合は、一旦交流を中断し、その後も状況が改善しない場合は、当日の交流を中止することがあります。